



JETRO

米国の経済安全保障に関する措置への 実務的対応（概要版）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

2023年4月



THE WHITE HOUSE
WASHINGTON

本レポートの趣旨および内容

■ 本レポートの背景

- 近時、米国においては、特に中国との関係における技術覇権を巡る競争、米国の政府・企業・個人の機微情報や重要インフラに関する安全保障、人権の尊重に代表されるような自由主義・民主主義に基づく国際秩序の確保といった問題意識を背景として、いわゆる「経済安全保障」に関する措置が強化されている。
- これらの規制は多様かつ複雑であり、また進展が早いため、その内容を正確に理解し、的確に対応することは実務上容易ではない。

■ 本レポートの内容

- 米国の経済安全保障に関する措置のうち、特に輸出管理、人権保護を理由とした輸入制限、対米投資審査、外国企業への証券投資の禁止および外国企業の通信関連製品・サービスの排除について解説する。
- これらの措置の内容について概観するとともに、ケーススタディも活用しながら、これらの措置に対応するための実務的なポイントについて説明する。

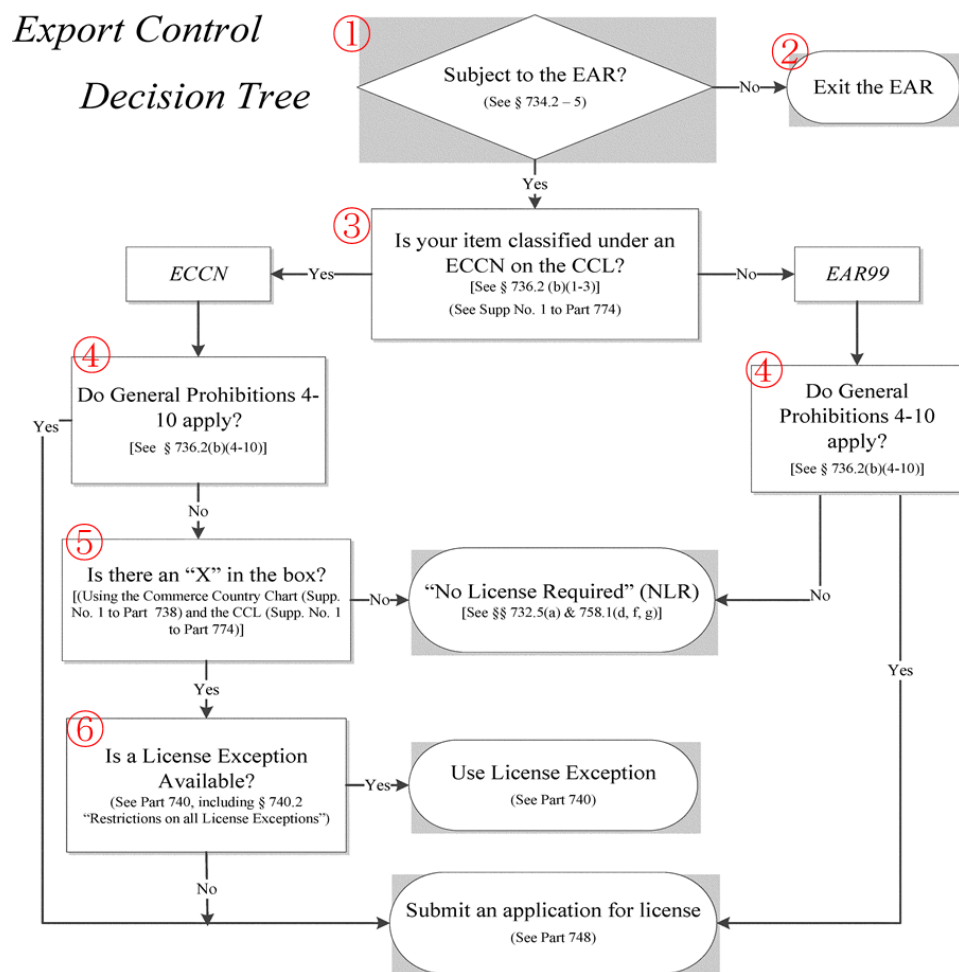
本レポートの作成にあたっては、西村あさひ法律事務所および同法律事務所ニューヨーク事務所の協力を得た。

目次

- I. 輸出管理制度の概要および近時の動向**
- II. 人権保護を理由とした輸入制限**
- III. 米国投資審査**
- IV. 米国人による外国企業への証券投資の禁止**
- V. 外国企業の通信関連製品・サービスの排除**

1 | 法令の基本的な枠組み

- 輸出管理規則（EAR）に基づく許可取得の要否は、おおむね、下記フローチャートに従って判断する。



- ① EAR適用対象品目であるか
- ② EAR適用対象でない品目についての一定の規制（「U.S. person」に対する規制）の適用対象であるか
- ③ 商務省規制品目リスト（CCL）において、輸出規制分類番号（ECCN）が割り振られているか
- ④ 一般禁止事項の4から10に該当するか
- ⑤ Commerce Country Chartにおいて、品目の規制理由と仕向地の組み合わせに基づき、許可取得要件が課されているか
- ⑥ 許可例外の適用はあるか

(注) 赤字箇所は、筆者が記載したものである。
(出所) EAR Supplement No. 1 to Part 732

2 | 近時のアップデート

■ ① EAR適用対象品目であるか

- **【従前の規制】** 外国直接産品ルール（FDPR）の要件を満たす品目は、EAR適用対象品目となる（次スライド参照）。
- **【アップデート】** 米国商務省産業安全保障局（BIS）は、**2020年5月**、Huawei（ファーウェイ）グループ企業に限定して適用されるFDPRを新設し、その後、**2022年10月**、中国向けの半導体関連品目の輸出規制を幅広く強化するため、当該FDPRの適用対象に28の中国の企業・団体を追加した上で、Entity List FDPRとして類型化するとともに、アドバンスト・コンピューティングFDPRおよびスーパーコンピューターFDPRを新設した。さらに**同年12月**には、21の中国の企業・団体をEntity List FDPRの適用対象に追加した。詳細は本紙第1章2.の解説1-2末尾の「参考（追加情報）」参照。

■ ② EAR適用対象でない品目についての一定の規制（「U.S. person」に対する規制）の対象であるか

- **【アップデート】** **2022年10月**のEAR改正によって、「U.S. person」（米国市民、米国法人、米国内の企業・団体・人等）がEARの適用対象でない品目について行う一定の行為が、EARの規制対象となった。「U.S. person」が、①中国もしくはマカオへの、もしくはこれらの地域における、出荷、発出もしくは国内移転、もしくはこれらを促進する行為を行い、または中国もしくはマカオで使用される品目に関するサービスの提供を行う場合であって、②集積回路（IC）の開発または製造に関連する、一定の品目仕様の要件および用途の認識の要件を満たす場合には、当該行為について輸出等の許可を取得する必要がある。

■ ④ 一般禁止事項の4から10に該当するか

- **【従前の規制】** 一般禁止事項5において、エンドユース・エンドユーザー規制で禁止されるエンドユース・エンドユーザーに向けて、それを知らず、EAR適用対象品目を輸出、再輸出または国内移転することが禁止されている。
- **【アップデート】** **2022年10月**のEAR改正によって、新たに、スーパーコンピューターおよび半導体に関する用途について、エンドユース規制が追加された。一定の品目要件に該当する品目について、当該品目の用途がスーパーコンピューターまたは半導体に関連する一定のエンドユース要件に該当することを知っている場合、当該品目の輸出、再輸出または国内移転には、BISの許可を得ることが必要となる。

3 | ケーススタディ①（EAR適用対象品目）

事例1-1

日本法人Aが、日本国内の自社プラントで日本原産の原料、技術およびソフトウェアを用いて製造した製品を、ベトナム所在のベトナム法人Bに向けて輸出している。当該製品は化学物質であり、CCLにおいてECCNを割り振られ、国家安全保障（NS）を理由に規制されている。この場合、上記AからBへの輸出に際し、EAR上、許可取得を必要とする可能性はあるか。

解説1-1

- 外国製の産品が、外国製の産品に係る一定の要件（詳細は本紙参照）を全て満たし、かつ、輸出等の仕向地がカントリーグループD:1、E:1またはE:2に属する場合、国家安全保障FDPRに従い、当該産品にはEARが適用される。
- 本件製品は、国家安全保障FDPRの要件の一部を満たすことが判明している。すなわち、①Aが自社プラントで製造する製品は、当該プラントおよびプラントの主要部分（例えば製造設備等）の直接産品に該当する可能性が高い。②当該製品は、CCL上、ECCNを割り振られた化学物質で、国家安全保障（NS）を理由として規制されている。③Aが対象製品を輸出する仕向地はベトナムであり、ベトナムはEAR上、カントリーグループD:1に分類されている。
- 残りの要件も満たす場合（Aのプラントまたはその主要部分を直接産出した技術が、輸出の際に輸出許可申請の添付書類として、受取人の誓約書が必要なものである場合）、本件製品にEARが適用されるので、許可取得要否の検討を要する。

事例1-2

日本法人Aは、エンジンを製造し、ベトナム所在のベトナム法人Bに50万円で輸出しているところ、当該エンジンには米国原産の部品を1つだけ組み込んでいる（米国原産技術・ソフトウェアは無使用）。当該エンジンは、日本国内の、Aの独自技術により建造したAのプラントで製造しており、プラント内の製造設備等も、全てAが自社技術により製造した。この場合、上記AからBへの輸出に際し、EAR上、許可取得を必要とする可能性はあるか。エンジンに組み込まれている米国原産部品が、ベアリング（購入価格5万円）の場合と、モーター（購入価格15万円）の場合とで、異なるか。

解説1-2

- 米国原産の輸出規制産品が所定の価値割合（デミニミス値。ベトナム向けの場合は25%）を超えて組み込まれた、米国外で製造された産品には、EARが適用される。組み込まれた米国原産産品が輸出規制産品であるか否かを問わず、まずは、米国原産産品の価格が外国製の産品の価格に対して占める価値割合を算出し、当該価値割合がデミニミス値を超える場合のみ、当該米国原産産品が輸出規制産品目であるか否かを確認するというのが、現実的かつ効率的な検討方法である。
- エンジンに組み込まれている米国原産の部品がベアリングである場合、エンジンに対して占める価値割合は10%であり、デミニミス値を下回るため、AからBへのエンジンの輸出はEARの適用を受けない。
- エンジンに組み込まれている米国原産の部品がモーターである場合、エンジンに対して占める価値割合は30%であり、デミニミス値を上回るため、Aは、EARの適用有無を判断するために、モーターが輸出規制産品かを確認する必要がある。

4 | ケーススタディ②（みなし輸出・再輸出）

事例2-1

製造業を営む日本法人Aは、米国法人である子会社Bを有している。

日本法人Aの研究開発部長P（日本国籍）は、日本で開発された技術に関する情報を、子会社Bの技術部長Q（米国籍。米国に在住）に提供した。技術部長Qが、当該情報を、米国内で、同じ子会社Bに所属する部下R（フランス国籍。米国の永住権者ではない）に提供することは、EAR上、許可取得を必要とする可能性があるか。

事例2-2

日本法人Aの研究開発部長P（日本国籍）は、取引先である米国法人Cから米国原産技術についての技術情報を受領した。研究開発部長Pが、日本国内において、同じ日本法人Aに所属する部下S（ドイツ国籍）に当該技術情報を提供することは、EAR上、許可取得を必要とする可能性があるか。

解説2-1

- 品目自体が米国の外に移送されるわけではないが、技術またはソースコードを米国内で外国人に提供し、またはその他のかたちで移転することは、輸出とみなされ（みなし輸出）、EARの適用を受ける。
- みなし輸出の仕向地は、技術またはソースコードの提供を受けた外国人が直近で市民権または永住権を有する国である。
- 技術部長Qが、米国内に所在する技術（EAR適用対象品目）を、外国人である部下Rに提供することは、フランスを仕向地とする技術のみなし輸出にあたる。よって当該技術提供はEAR適用対象となるので、当該提供の前に、許可取得の要否を検討する必要がある。

解説2-2

- 品目自体が米国以外の国からさらに別の外国へ移送されるわけではないが、EAR適用対象となる技術またはソースコードを、米国以外の国で、当該国とは別の国の外国人に提供し、またはその他のかたちで移転することは、再輸出とみなされ（みなし再輸出）、EARの適用を受ける。ただし、一定の要件を満たす行為（詳細は本紙参照）は、みなし再輸出にあたらぬ。
- 研究開発部長Pが、米国原産技術（EAR適用対象品目）を、日本において、日本以外の国の外国人であるSに提供することは、上記一定の要件を満たす場合を除き、みなし再輸出にあたり、EAR適用対象になると考えられる。よって、当該提供の前に、許可取得の要否を検討する必要がある。

5 ケーススタディ③（エンティティリスト） 企業が取るべき対策と留意点

事例3

日本法人Aは、取引先である外国法人Dがエンティティ・リストに追加されたことを知った。日本法人Aは、①外国法人Dに対し、EAR適用対象であるが、CCLにおいてECCNを割り振られてはいない（EAR99である）製品を輸出するとともに、②外国法人Dから、当該外国原産であり、EAR適用対象品目でない材料を購入している。日本法人Aはどのような対応をすべきか。

解説3

- エンティティ・リストに掲載された事業体に向けた輸出等は、一般禁止事項5（スライド4参照）に該当し、エンティティ・リストに記載された対象品目の範囲において、許可取得義務の対象となる（エンティティ・リストには、許可申請の審査方針も記載されている）。
- ①製品輸出については、Aは、当該製品の輸出を一旦停止した上で、エンティティ・リストを確認し、Dへの対象製品の輸出に許可が必要であるかを確認すべきである。なお、許可が不要または取得でき、法的には取引を継続できる場合でも、エンティティ・リスト掲載者との取引を継続することに伴うレピュテーション・リスクの検討が必要となる。
- ②材料購入については、エンティティ・リストにより定められる許可取得義務は、エンティティ・リストに掲載された事業体から品目を購入することには及ばないものの、Aとしては、当該購入の継続について（レピュテーション・リスクの観点も含め）慎重な判断をすべきである。

企業が取るべき対策と留意点

- 輸出管理の確認フローに、日本（または設立地の国）の規制だけでなく、EARに関する確認も組み込む。
 - 各企業の事業実態に応じて適切な方法を選ぶ
 - 取引対象品目だけでなく、相手方等の取引関係者に関する確認も必要
 - 自社の輸出管理体制が最新のEARの内容に即したものであるか、定期的に確認
- 確認フローに従って実際に確認をする際に必要な情報を入手できるよう、前もって手配する。
 - 部品の売買契約に、部品メーカーによる適切な情報提供を担保する条項を規定するなど
- 現在は、EAR上、問題のない取引であっても、今後、BISの許可を得ない限り禁止される取引になる可能性がある場合（取引先の親会社または兄弟会社がエンティティ・リストに掲載された場合等）には、実際にそのような事態に至った際のことを想定した内容で契約を締結する。
 - 長期契約を締結せずスポット取引にするなど
- 半導体関連品目を取り扱う企業においては、特に慎重な確認が必要であることに留意する。

1 | 法令の基本的枠組み

- 米国では、強制労働により生産等された製品の輸入が禁止されている。
- また、新疆ウイグル自治区で全部または一部が生産等された製品等については、原則として輸入が禁止される。

- 関税法307条
 - 米国では、外国で強制労働により全部または一部が採掘、生産または製造された製品（強制労働製品）の輸入が禁止されている。
 - 税関・国境警備局（CBP）は、輸入される貨物が、強制労働製品であることが合理的に示されている場合に、かかる貨物の引渡しを保留する違反商品保留命令（WRO）を発し、当該貨物の米国への輸入を差し止めることができる。

- ウイグル強制労働防止法（UFLPA）
 - UFLPAは、新疆ウイグル自治区で全部または一部が採掘、生産または製造された製品（新疆ウイグル自治区産品）の輸入を原則として禁止する。
 - 強制労働タスクフォースが策定するUFLPAの執行戦略（UFLPA執行戦略：JETRO作成の暫定仮訳の[リンク](#)）において、新疆ウイグル自治区において強制労働により製品を生産している事業者等として特定され、UFLPAエンティティ・リストに掲載された者が生産した製品も、同様に輸入禁止の対象と推定される。
 - もっとも、CBP長官が以下の要件を満たしたと判断した場合は、例外的に上記輸入禁止の対象とならない。
 - ① 輸入者が、(i)UFLPA執行戦略に含まれる輸入者向けガイダンスを完全に順守するとともに、(ii)対象製品の全部または一部が強制労働により採掘、生産または製造されていないことを確認するためのCBP長官からの質問に完全かつ実質的に回答していること
 - ② 対象製品の全部または一部が強制労働により採掘、生産または製造されていないことが「明白で説得的な」証拠（clear and convincing evidence）により示されていること

2 | 関税法307条に関するケーススタディ

事例1

日本企業である甲社は、A国の企業X社から原材料を調達し、日本で最終製品に加工した上で、米国の会社Y社に販売していたところ、当該製品はA国における強制労働により製造された製品であるとしてWROの対象となり、輸入が差し止められてしまった。当該製品について今後どのような手続きが取られることになるか。

事例2

事例1において、WROの対象となってしまった日本企業甲社の製品について、その後のCBPによる調査の結果、産品が、輸入が禁止される強制労働産品であるとの決定がなされた。甲社は、米国への輸入再開を目指す場合、サプライチェーン上の強制労働にどのように対処することが考えられるか。

解説1

- WROが発せられるのは、CBP長官による調査において、CBP長官が、入手可能な情報により輸入される貨物が強制労働産品であると確定的ではないものの合理的に示されていると認定した場合である。WROが発せられると、当該貨物の税関における引渡しは保留される。したがって、甲社はWROの対象となった製品を、米国においてY社に引き渡すことができなくなる。
- WROの対象となった産品は、米国外へ再輸出（積み戻し）または異議申立てをすることができる。一方で、米国外へ再輸出されず、かつ、異議申立てが認められなかった場合は、最終的に産品は破棄される。

解説2

- 甲社がサプライチェーン上の強制労働に対処するにあたっては、国際労働機関（ILO）が公表している強制労働の存否を見分ける11の指標（Indicators of Forced Labour）に該当する状況が解消されるよう、X社に対する働きかけを行うことが必要と考えられる。
- 実際、2020年にマレーシアのTop Gloveが製造する使い捨てゴム手袋が強制労働産品である旨の決定がなされた事案で、同社が、労働者に対して3,000万ドル以上の補償、労働環境・住環境の改善等の対応策を講じたところ、CBPはTop Gloveが全てのILOの強制労働の指標に対処したと認め、同社の使い捨てゴム手袋の輸入を再び許容した。
- WROの対象とならないよう、平時から人権デューディリジェンスを行うことも重要である。

3 | ウイグル強制労働防止法に関するケーススタディ①

事例3

日本企業である乙社は商社として多様な製品を米国に輸出している。乙社としては、どのような製品がUFLPAの執行対象となるリスクが高いかや、どのようにサプライチェーンのデューディリジェンスを行うことが求められているかについて理解をしたい。

解説3

- UFLPA執行戦略において、執行優先度の高いセクターとして以下のセクターが列挙されている。
 - アパレル
 - 綿花と綿製品
 - シリカ系製品（ポリシリコンを含む）
 - トマト製品および下流製品
- UFLPAは、新疆ウイグル自治区関連産品が部品として組み込まれているような製品に対しても輸入禁止の推定を行う。したがって、乙社は、製品を調達する直接の取引先のみならず、製品の製造過程全体を対象として、デューディリジェンスを行う必要がある。
- UFLPA戦略に含まれる輸入者向けガイダンスには、輸入者が中国の強制労働産品を輸入しないための措置として①デューディリジェンスの実施、②効果的なサプライチェーンの追跡、および③サプライチェーン管理の取組みについて説明されており、米国への製品の輸出に際して参照されることが望ましい。

事例4

日本企業である丙社の米国子会社は、東南アジアにあるB国から部品を米国に輸入した上で、米国に所在する工場で最終製品を製造している。B国から購入している部品に新疆ウイグル自治区産の原材料が含まれている場合、米国への輸入は一切認められないか。

解説4

- 新疆ウイグル自治区産の部品を含む製品は、原則として輸入が禁止されるが、以下の要件を満たす場合は例外的に輸入が認められる。
 - ① 輸入者が、(i)輸入者向けガイダンスを完全に順守するとともに、(ii)対象産品が強制労働産品でないことを確認するためのCBP長官からの質問に完全かつ実質的に回答していること
 - ② 対象産品が強制労働産品でないことが明白で説得的な証拠により示されていること
- 要件①については解説3参照。要件②については、UFLPA執行戦略では以下が証拠の例とされている。要件①②を満たすことは一般的には困難と考えられる。
 - サプライチェーン全体および輸送経路のマッピング
 - 強制労働の推定が及ぶ企業の全労働者のリスト
 - 対象産品の生産に関与する労働者の中に、中国政府等の関与の下に受入れ等を行った者がいないことを示す証拠
 - 新疆ウイグル自治区出身の全ての労働者が、脅迫等なしに自発的に働いていることを示す証拠

4 | ウイグル強制労働防止法に関するケーススタディ②

事例5

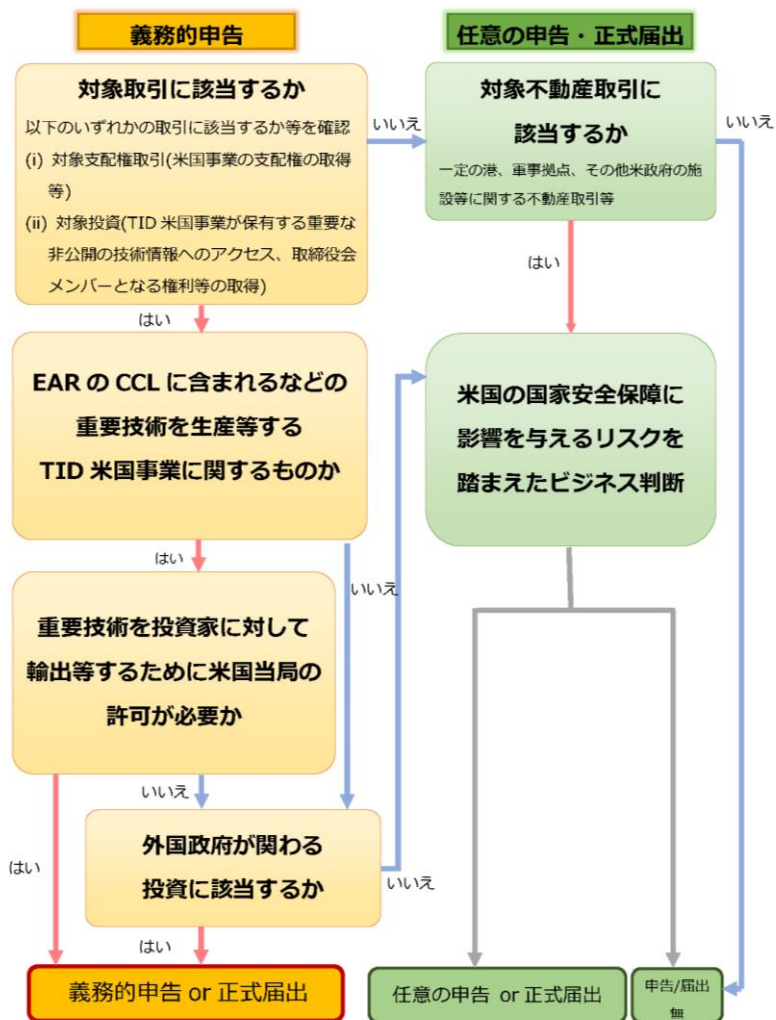
日本企業である丁社は中国で組み立てを行っている電子機器を米国に輸出しているところ、米国において、UFLPAに基づき、当該電子機器の輸入が差し止められた。しかし、丁社としては、当該電子機器には新疆ウイグル自治区産の部品は含まれていないと考えている。丁社は、米国への輸出を再開するためにどのような対応が求められ得るか。

解説5

- UFLPAに基づいて産品が差し止められた場合にその輸入を実現するための対応としては、上記解説4のように、例外要件の充足を示して輸入禁止の対象であるとの推定を覆す方法の他に、そもそも対象産品が新疆ウイグル自治区関連産品ではないことを示す方法がある。
- UFLPA執行戦略の輸入者向けガイダンスにおいては、対象産品が新疆ウイグル自治区産品ではないことを示すための一般的な手法として、サプライチェーンの追跡が挙げられている。サプライチェーン全体の追跡ができていることを示す証拠の種類は以下のとおり。
 - 輸入品およびその構成要素のサプライチェーンの詳細な説明
 - 輸入品の各構成要素の産地を示す証拠
- CBPの輸入者向け運用ガイダンスで想定されている、より詳細な証拠の例は以下のとおり。
 - サプライチェーン全体に関する証拠（採掘、生産および製造の全ての段階を含む輸入品およびその構成要素のサプライチェーンの詳細な説明、運送者等を含むサプライチェーン上の主体の役割および関係者の特定等）
 - 商品および構成産品に関する証拠（注文書、全てのサプライヤーおよびサブサプライヤーの請求書・領収書等）
 - 採掘者、生産者および製造者に関する証拠（商品またはその構成要素の原材料に関する上記の証拠等）
- したがって、丁社は、丁社が輸出する電子機器に新疆ウイグル自治区産の部品またはUFLPAエンティティ・リストに含まれる者により製造された部品が含まれていないことを示すため、上記のような証拠をCBPに提出することが求められ得る。

1 | CFIUSに対する義務的事前申告と届出

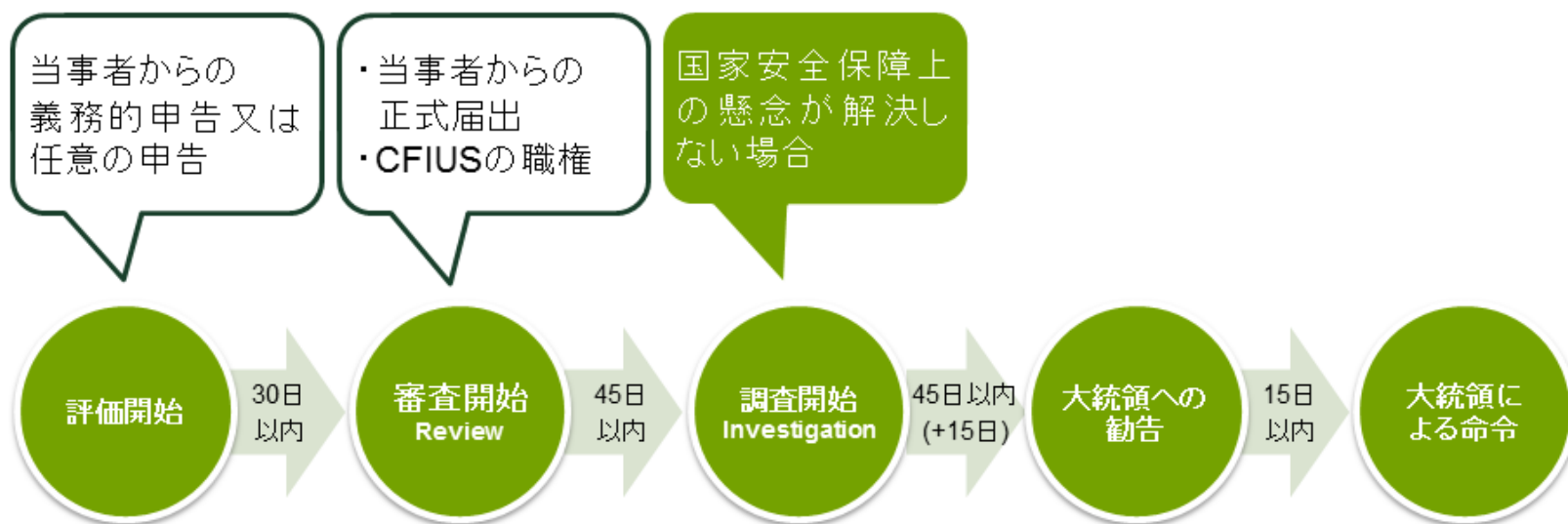
- 対米外国投資委員会（CFIUS）により執行される対米国投資規制に関し、義務的申告、任意の申告・届出の要否の判定は、おおむね、以下のフローチャートによる。



- 義務的申告の対象でない取引についても、職権での審査の対象外であることを確認するために、任意に正式届出を行うことが考えられる（次スライド参照）。
- 特に企図している取引が、対象取引であって、CFIUSにより、米国の国家安全保障の観点からリスクがあると評価される可能性がある場合には、正式届出の検討を行う必要がある。
- 取引当事者としては、法令上、CFIUSおよび大統領が判断に際して考慮するとされている要素や、2022年9月15日にバイデン大統領が署名した、CFIUSによる外国からの対米投資審査に指針を与える大統領令における考慮要素をふまえた（本紙参照）、国家安全保障のリスクの内容・程度、事後的にCFIUSによる職権審査の対象とならないことを事前に確認し取引の安全性を確保することのメリット、申告や正式届出に要する費用、時間等を総合考慮して、申告または正式届出を行うか、判断する必要がある。

2 | 正式届出と審査日数

- CFIUSに対する正式届出を行った場合のフローはおおむね、下図のとおりである。



- 正式届出を行うことにより、CFIUSが審査または調査を終了した取引については、審査または調査に際して、CFIUSに虚偽もしくは誤解を生じさせる重要な情報が提出され、または重要な情報が提出されていなかった場合などに該当しない限り、改めて審査の対象にならない。そのため、正式届出による場合、事後的な職権での審査対象から外れることを取引前に明示的に確認することができるという利点がある。
- 2021年において、審査および調査を完了するのに要した日数は、以下のとおりである。
 - ・ 審査（Review）で完結した対象取引 平均：46.3暦日、中央値：47.0暦日
 - ・ 調査（Investigation）で完結した対象取引 平均：65.0暦日、中央値：89.5暦日
- 申告の場合には手数料はかからないが、正式届出の場合には取引規模に応じた手数料の支払いが必要。手数料が支払われるまで正式届出は受理されない。

3 | ケーススタディ①（義務的事前申告）

事例1

X社は米国テキサス州で、米国輸出管理規則（EAR）の管理対象となる重要技術を用いた製品（EARのCCLに含まれる品目）を開発している。日本に所在するA社は、X社の100%買収を検討している。A社は、Y国籍でY国に所在するBが25%の議決権を保有している。

EAR上、当該重要技術をY国に輸出する場合は許可が必要であり、日本国に輸出する場合は許可が不要である。この場合、取引当事者による事前申告は義務となるか。

また、本事例に先立ってA社がX社の議決権の51%を取得しており、その際、取引当事者による正式届出が実施され、CFIUSによるクリアランスが得られていたとすると、A社が残るX社の49%の株式を追加取得することでX社の100%買収を行おうとする場合には、CFIUSによる審査の対象となるか。

解説1

- 外国人により米国事業に対する支配権が獲得される取引は、審査の対象となる「対象支配権取引」に該当する。このうち、(i)重要技術を製造等するTID米国事業に関するものであって、かつ、(ii)当該重要技術を一定の投資家に対して輸出等するために米国規制当局の許可が必要とされるものである場合には、義務的事前申告の対象となる。
- X社は、米国において事業を行う主体としての米国事業であり、A社がX社の全議決権を取得する投資は、米国事業に対する支配権を獲得する取引として、「対象支配権取引」に該当する。
- (i)X社の事業は、EARの管理対象となる重要技術を用いた製品を製造する事業であり、重要技術を製造するTID米国事業に該当する。また、(ii)対象取引の結果、TID米国事業に対する直接の支配権を獲得する主体であるA社の25%以上の議決権を保有しているB（Y国所在）に対する当該重要技術の輸出は、EARに基づくBISによる許可が必要となる。
- よって、取引当事者による事前申告は義務である。
- これに対し、過去にCFIUSによる審査が行われ完了した対象支配権取引を通じて、外国人が直接支配権を取得した米国事業について、同一の外国人が追加の持分を取得する取引または外国人の権利に変更が生じる取引は、対象取引でないものとみなされる。そのため、A社が過去にX社の議決権の51%を取得してその支配を取得した際に正式届出が実施されており、CFIUSによるクリアランスが得られていた場合には、A社によるX社の株式の追加取得は「対象取引」に該当せず、CFIUSによる審査対象にはならない。

4 ケーススタディ② (義務的事前申告、第二フェーズの調査への移行可能性)

事例2

X社は米国アリゾナ州で、EARの管理対象となる通信技術を開発するスタートアップ企業である。日本に所在するA社（日本の非上場の事業会社であり株主は全て日本人）は、X社に、議決権ベースで3%、出資額にして50万ドルを出資することにした。A社は、X社に対して取締役の派遣は行わないが、取締役会へのオブザーバーを派遣する。EAR上、当該通信技術を日本に輸出する場合は許可が必要である。この場合、A社によるX社への投資は、CFIUSによる審査対象取引となるか、また、義務的事前申告は必要か。なお、X社は、特定の外国人が、議決権の50%以上を直接保有せず、または取締役会もしくは同等の統治機関の構成員の半数以上を指名する権利を有しない。

解説2

- TID米国事業であって、特定の外国人が、議決権の50%以上を直接保有せず、または取締役会等の構成員の半数以上を指名する権利を有しないものに対する、外国人による、直接または間接の投資であって、外国人に一定の権利等を与える投資は、審査の対象となる「対象投資」に該当する。このうち、解説1の(i)および(ii)に該当する場合には、義務的事前申告の対象となる。
- X社は、米国において事業を行う主体としての米国事業であり、X社の事業は、EARの管理対象となる重要技術を開発する事業としてTID米国事業に該当する。A社は、X社の議決権3%を取得するにすぎないが、オブザーバーを派遣する権利を有することになるから、A社によるX社への投資は、「対象投資」に該当し、審査対象となる。
- (i)X社の事業は、重要技術を開発等するTID米国事業であり、(ii)対象取引の結果、TID米国事業に対する直接の支配権を獲得するA社（日本所在）に対する当該重要技術の輸出は、EARに基づくBISによる許可が必要となる。
- よって、取引当事者による事前申告は義務である。

事例3

X社は日本において電子機器に用いるプリント基板を製造する企業であるところ、米国子会社X1社は米国に工場を有し、米国においてもプリント基板を製造している。日系ファンドYは、TOBを通じてX社の100%買収・非公開化を検討している。この場合は、YによるX1社に対する間接的な投資は、CFIUSによる審査対象となるか。また、仮に、正式届出を行った場合、CFIUSによる審査が、第二フェーズの調査に進む可能性はあるか。なお、プリント基板の一部に、EARのCCLの対象物品が含まれるかは現時点では明確ではない。また、X1社は、米国政府から補助金を受けてプリント基板を製造している。
※Yへの出資者による間接出資は検討の対象外とする。

解説3

- CFIUSの審査対象となる取引のうち、当該取引により、米国の国家安全保障を損なうおそれがある場合などは、第二フェーズである調査（Investigation）に進むとされている。
- X1社は、米国において事業を行う主体としての米国事業である。YによるX社の全議決権を取得する投資は、米国事業に「間接的に」影響を及ぼす重要な事項を決定、指示等する権限の取得を可能とするものであり、Yによる米国事業の支配権の取得に係る「対象支配権取引」に該当するとして、審査対象となり得る。
- X1社の事業が、EARの管理対象となる重要技術を用いた製品を製造する事業かは明らかではない。もっとも、X1社の製品はプリント基板であり、集積回路や半導体素子ではないものの、半導体のサプライチェーンを構成する物品を製造している場合、とりわけ防衛用製品のために開発されている場合などには、慎重に審査が行われると思われる。
- また、X1が受けている補助金の内容次第では、CFIUSにより慎重に審査が行われる可能性が高い。よって、第二フェーズの調査に進む可能性もある。

1 | 制度の概要

- 2020年11月12日にトランプ前大統領により署名された大統領令13595およびその後の改正（「本大統領令」）により、米国人による一定の中国企業への証券等投資が禁止されている。
- **本大統領令**
 - 「米国人」が、中国経済の防衛および関連物資部門もしくは監視技術部門を運営する等を理由として、米国政府が「中国軍事産業複合体企業」（以下「CMIC」という）として指定する一定の中国系事業者の上場された株式等への証券等投資を行うことを禁止している。
- **規制の概要**
 - 「米国人」には米国市民、永住者、米国の法律もしくは米国内の管轄権に基づいて組織された事業体（米国外の支社も含む）または米国内にいる個人が含まれる。
 - 一定の中国系事業者の①上場または店頭売買により取引される証券、②そのデリバティブおよび③その証券に対する投資機会を提供するように設計された、公に取引される証券（以下「対象証券」という）の売買等が禁止される。
 - 投資禁止の対象となる中国系事業者は、米財務省外国資産管理局（OFAC）が公表するリスト（[リンク](#)）にCMICとして掲載、随時追加等されており、2023年2月末時点で、ファーウェイ、SMIC、中国移动通信、セスタイムなど68社が登録されている。
 - 売買が禁止されるのは、対象証券として指定された時点から60日後の午前0時1分以降である。既に対象証券を保有している場合、その全部または一部を売却する取引に限り、対象証券として指定された時点から365日後の午前0時1分まで認められる。処分期間終了後も対象となる事業者の証券を保有し続けることはできる。
 - 規制に違反した場合には、刑事上の制裁として罰金および民事制裁金の対象となり得る。

2 | FAQ

- 以下では、OFACが公表する証券投資の禁止に関するFAQのうち実務上特に有用と思われるものを掲載する。

■ FAQ No.901

Q 証券の売買が本大統領令による禁止対象となるかを判断するにあたり、市場仲介者およびその他の参加者を含む米国人はどの程度のデューディリジェンスを行う必要があるか。

A 必要なデューディリジェンスの程度は、通常の営業過程において入手可能な情報により判断される。

■ FAQ No.1046

Q 米国人は、対象となる事業者の証券を保有し続けることができるか。

A 米国人は、2022年6月3日に満期を迎えた365日の処分期間終了後も対象となる事業者の証券を保有し続けることができる。ただし、処分期間終了後には、処分目的であっても、OFACの承認がない限り、当該証券の売買は禁止される。

■ FAQ No.1047

Q 対象となる事業者の証券を既に保有している者は、当該証券に関する株式分割、現金配当、配当再投資を受け取ることができるか。また、米国の金融機関はこれらに関する取引を処理することができるか。

A 対象となる事業者の証券を保有する米国人は、当該対象証券に係る現金配当や株式分割を引き続き受け取ることができる。また、米国の金融機関は当該取引を引き続き処理することができる。ただし、配当金による再投資は本大統領令により禁止される購入に該当する。もっとも、米国人は、処分期間終了後も、非米国人に対する配当再投資の分配を手助けすることは可能である。

■ FAQ No.903

Q 本大統領令は、非米国事業者に雇用され、その雇用の通常の過程において、非米国雇用者のために対象証券の売買に関与している米国人に適用されるか。

A 非米国事業者に雇用された米国人が、非米国雇用者のために対象証券の売買へ関与することまたはその他方法でそれを促進することは禁止されない。ただし、その活動が通常の雇用の過程の範囲内であること、基礎となる売買が本大統領令に違反しないこと（対象証券の売買が米国人の最終的な利益のためでないこと、売買が本大統領令の禁止事項を回避するための故意の試みでないこと等）が条件となる。

1 | 規制の概要①

- 外国企業の通信関連製品・サービスの排除に関する制度として、主に特定の中国系事業者が製造する ①機器の認証禁止および②機器等の米国政府調達からの排除に関する制度ならびに③その他制度がある。

■ ①通信機器等の認証禁止

- ✓ 米国連邦通信委員会（FCC）は、2022年11月25日付行政命令（「本行政命令」）で、別途「2019年安全で信頼できる通信ネットワーク法（H.R.4998）」に基づき公表している対象リスト（「対象リスト」）に含まれる機器・サービスのうち、中国企業5社が製造する一定の通信機器およびビデオ監視機器につき、2023年2月6日以降の米国内への輸入や販売に関する認証を禁止した。
- 米国内で通信機器を販売するには、主に製造事業者、組立者および輸入者に対してFCCの認証取得が義務づけられ、認証取得方法は通常の認証手続きおよび簡略化された手続きであるSDoCに分類される。
- 認証禁止の対象となる機器は、以下の表のとおりである。

事業者	対象機器
ファーウェイまたはZTE	・ ファーウェイもしくはZTE、またはこれらの子会社もしくは関連会社が製造する「通信機器」および「ビデオ監視機器」。
ハイテラ、ハイクビジョン、ダーファ	・ ハイテラ、ハイクビジョンもしくはダーファまたはこれらの事業者の子会社もしくは関連会社によって製造された「通信機器」および「ビデオ監視機器」（ただし、 <u>公共の安全、政府施設のセキュリティ、重要インフラの物理的セキュリティ監視、およびその他国家安全目的のために使用される範囲に限られる</u> ）

- 上記5社の製造する機器は、認証禁止とならない場合でも、簡易的な手続きであるSDoCによる認証取得が禁止される。
- 対象リストには、上記5社以外にもロシアのカペルスキー、中国移動通信等6社が記載されているが、これらの事業者については提供するサービスのみが対象リストに含まれていることから、本行政命令の対象には含まれない。
- 認証なき通信機器を販売した場合には、料料の対象（7,000～17万7,951ドル）となる。

2 | 規制の概要②

■ ②通信機器等の米国政府調達からの排除

- 2018年8月に成立した2019年度国防授權法889条は、米国政府機関による(1)排除対象機器・サービスの調達禁止および(2)排除対象機器・サービスを使用する企業との契約締結禁止の措置を定めている。
- 使用者との契約禁止措置（上記(2)）の対象となる企業は、排除対象機器・サービスを、①システムの重要なもしくは必須の構成部分、または②システムの一部の重要な技術として用いる機器、システムもしくはサービスを使用する企業である。
- 排除の対象となる機器は、以下の表のとおりである。

事業者	対象機器
ファーウェイ、ZTE	・ 左記の事業者が製造する電気通信機器
ハイテラ、ハイクビジョン、ダーファ	・ 左記の事業者が製造するビデオ監視機器および電気通信機器（ただし、公共安全、政府施設のセキュリティ、重要インフラの物理的セキュリティ監視、およびその他国家安全目的のために使用される範囲に限られる）

■ ③その他

- FCCは、2020年6月30日までにファーウェイまたはZTEの製品・サービスを調達している場合を対象に、それら製品・サービスの恒久的な除去、交換、処分にかかった費用をサービス提供者に償還することを内容とする「償還プログラム」を創設しているものの、2023年2月末日応募可能な償還プログラムの申請の受付は行われていない。
- 2023年度国防授權法は、SMIC、YMTCなどの中国系事業者3社が製造もしくは供給する半導体製品またはサービスの政府調達の禁止および排除の対象となる半導体製品もしくはサービスを含む電子部品もしくはそれを使用する製品を調達または入手するために、米国政府が事業者と契約を締結することを禁止している。本規制は2027年12月から施行される。

3 | ケーススタディ

■ ①通信機器等の認証禁止に関する事例

事例1

Q 中国の認証禁止対象の事業者から、OEMで供給を受けた電子機器を米国に輸出するにあたり、認証禁止の対象となるか？

A ファーウェイ、ZTE、ハイテラ、ハイクビジョン、もしくはダーファまたはその子会社もしくは関連会社が製造する電子機器に該当する場合には、認証禁止の対象となり得る。認証禁止措置においては、対象リストに記載されている事業者（およびその子会社・関連会社）のいずれかが製造した機器の認証が禁止されており、これらの事業者によって製造された機器である限り、ブランド名やラベルが変更されたものであっても、認証禁止の対象となる。

事例2

Q ハイテラやダーファの通信機器については、認証が禁止されるのは、一定の目的のために使用される範囲に限られると理解している。ハイテラなどで販売が認められるケースはどのような場合か？

A ハイテラ等3社の通信機器およびビデオ監視機器は、「公共安全・・・その他国家安全目的」のために使用される範囲においてのみ認証禁止の対象とされる。もっとも本行政命令では、「公共安全・・・その他国家安全目的」について広く解釈する方針が示されている上、認証取得には禁止された目的のために販売されないことを保証する方法をまとめた計画の提出が求められるなど、厳格な要件を満たす場合のみ認証が認められ得る。

■ ②通信機器等の政府調達禁止に関する事例

Q 国防授權法によりファーウェイなどの通信機器を利用している企業と米国政府の契約は禁じられているが、規制の免除により例外的に契約が認められるケースはあるか？

A ファーウェイが製造する通信機器を含む、排除対象機器・サービスを、システムの重要なもしくは必須の構成要素またはシステムの一部の重要な技術として用いる機器、システムまたはサービスを使用する企業と米国政府機関との契約は原則として禁じられる。本契約の禁止規定は、一定の条件の下で規制の免除を受ける方法を定めているが、免除が認められる期間は2022年8月13日をもって終了しており、規制の免除により契約を行うことはできない。

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。 (所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230003>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課



03-3582-5545



ORB@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載